

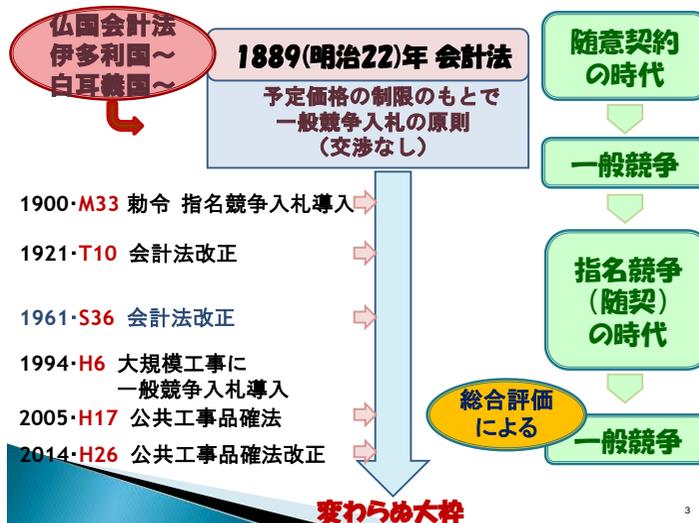
海外との比較による わが国公共調達制度の道筋

～道半ばの公共調達改革～

平成26年7月8日

木下 誠也

1



3

公共工事調達方式の変遷

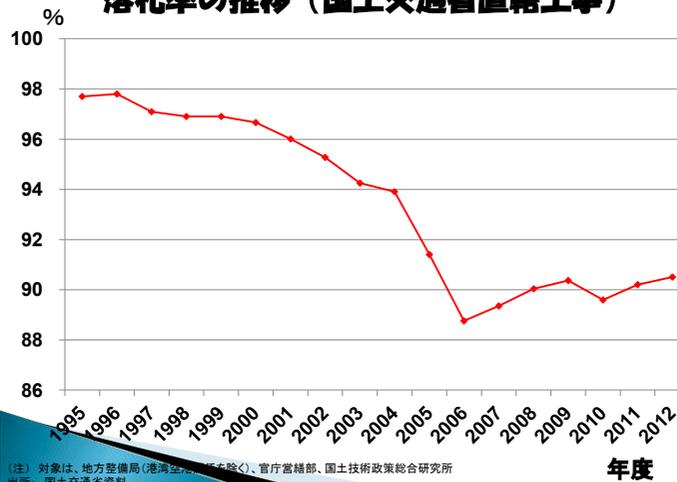
「技術重視」による受注者決定
 <指名競争入札、交渉 etc>
Controlled Competition



「競争重視」による受注者決定
 <一般競争入札 etc>
Free Market

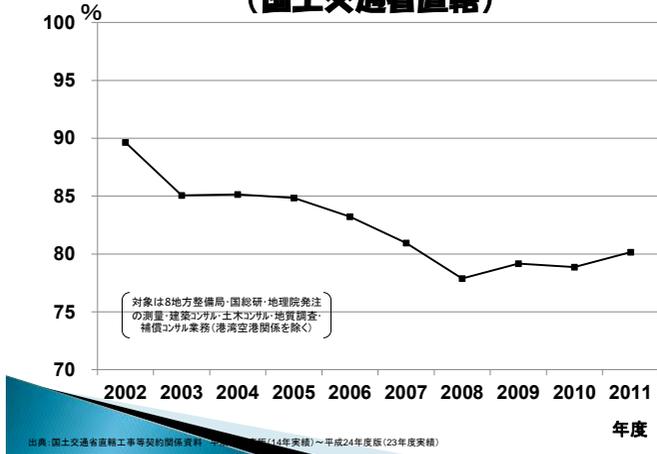
2

落札率の推移 (国土交通省直轄工事)



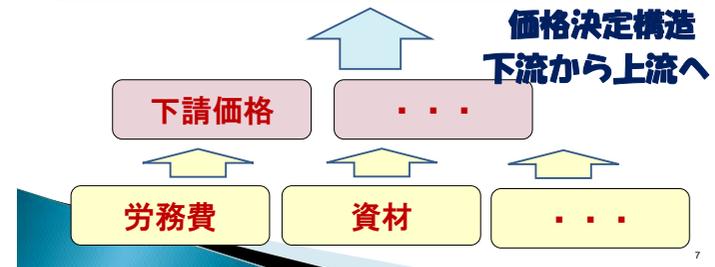
4

建設コンサルタント業務等の落札率の推移 (国土交通省直轄)



外国における企業の 応札の考え方 (多くの場合)

最も有利な施工体制・施工計画を立案し、所定の労務費・人件費を積み上げ、下請け業者に支払う額を定め、自社(元請)の所要額を加えて応札価格とする (実行予算を前提とする)



受注しようとする企業の応札の 考え方 (日本の多くの場合)

上限(予定価格)と
下限(低入札価格調査基準価格or最低制限価格)
を推測して**落札し得る価格**を応札価格とする
(実行予算とは必ずしも合致しない)

落札した上で、下請価格を決定

価格決定構造
上流から下流へ

各国の最低賃金制度

フランス

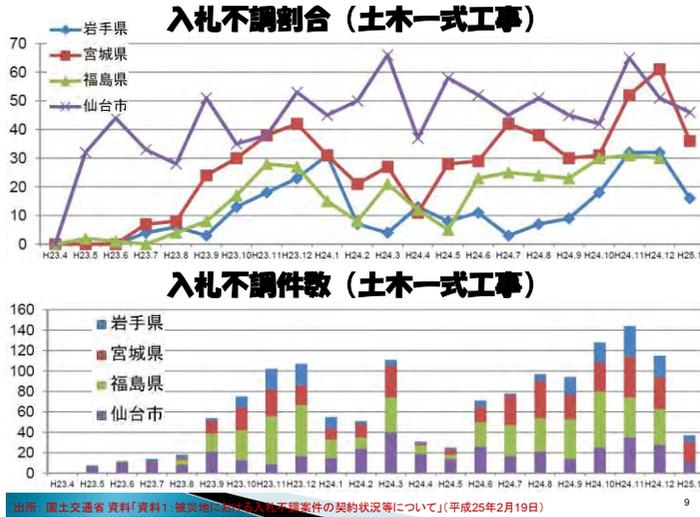
- 全国または地域レベルの産業部門別労働協約
- 各企業または事業所単位で締結される労働協約
- 全国共通の法定最低賃金で建設産業の現場労働者は4つのレベルに区分

アメリカ

- 連邦法により連邦工事及び補助工事で賃金等を規定
- ユニオンが使用者と労働協約を締結し、職種別・熟練度別に賃金を決定

イギリス

- 労使が産業規模の交渉での合意に基づく労働協約によって、熟練度別に職種を例示して賃金等を規定



不調・不落発生の背景

需要>供給 の局面では

- ・ 利潤を確保できない仕事は欲しくない
- ・ 労務、資材等の価格が上昇

官側（発注者側）の積算が過小

- 応札者がいない「不調」が発生
- すべての応札価格が予定価格を上回る「不落」が発生

10

入札契約制度の各国比較（現在）

	日本 (1961)	フランス (2006)	イタリア (2006)
入札方式	一般競争 指名競争 随意契約	一般又は制限 の提案募集 交渉ほか	一般競争 制限競争 交渉ほか
売買	同じ扱い	別の扱い	
物品、サービス、工事等	同じ扱い	調達物に応じて多様な方式	
予定価格	必ず定める	なし	
落札基準	最低価格 (例外的に総合評価)	最低価格又は最も経済的に有利	

別に2005公共工事事確法

11

入札契約制度の各国比較（現在）

	アメリカ	韓国	台湾
入札方式	封印入札 競争的アローサル 交渉方式 ほか	公開競争 制限付競争 指名式競争 交渉契約	公開入札 選択入札 限定入札 (交渉規定あり)
売買	別の扱い		
物品、サービス、工事等	調達物に応じて多様な方式		
予定価格	なし	原則として定め上限とする	
落札基準	政府に 最も有利	最低価格又は最も経済的に有利	

12

イギリスの調達方式の変遷

1944 The Simon Committee report

一般競争入札を制限し、指名競争入札や交渉方式を推奨

1964 The Banwell report

一般競争入札を制限し、指名競争入札や交渉方式を推奨

1994 The Latham report

Value for Money, 有資格者名簿, Contractor performance, Two stage procedure, Partnering, Framework agreement

1998 The Eagan report

Industry-wide performance measurement system

2005 The Gershon report

OGCの設置, 効率的な調達 → 2006 政府契約規則

13

Partnering

- ▶ 発注者、設計者、請負業者等の関係者のチームを構成し、全当事者の利益のために協力的結束を促す仕組み
- ▶ 必要に応じファシリテーターを利用して、ワークショップを開催する

Framework agreement

- ▶ 所定の期間内（たとえば4年間）の発注予定案件に関する契約額や契約相手の決定方法などについて発注側と受注側があらかじめ包括的に合意する方式

14

EU公共調達指令における交渉方式の拡大

1971 EC公共調達指令

交渉方式
negotiated procedure

2004 EU公共調達指令

競争的対話方式
competitive dialogue procedure

2014 EU公共調達指令

交渉付き競争方式
competitive procedure with negotiation

15

土木学会 建設マネジメント委員会

公共事業改革プロジェクト小委員会（2010-2011）

委員長：木下誠也

2011年8月 マネジメント手法確立と公共事業調達法の提案

公共事業執行システム研究小委員会（2012-2014）

委員長：木下誠也

1. 落札価格の制限（上限および下限）、中小・地元業者対策
2. 建設コンサルタント業務、デザインビルド等の発注方式
3. 発注者の役割（積算、監督・検査、支払い方式等）の見直しとマネジメント手法

16

国会における法改正の経緯

- 2010. 12 参議院超党派「第1回 公共調達適正化研究会」
(自民・脇雅史参議院議員ほか)開催
- 2011. 10 第7回開催、政府に対し法案作成を要請
- 2013. 1 自民党品確議連「公共工事契約適正化委員会」
(野田毅委員長)設置
- 2013. 9 2014年通常国会に品確法改正案提出の方針
- 2013. 12 法制化ワーキングチーム素案を報告
- 2014. 2 第9回適正化委員会、品確法改正案を了承
- 2014. 4 品確法改正案が参議院で全会一致で可決
- 2014. 5 品確法改正案が衆議院で全会一致で可決
- 2014. 6 品確法改正法公布・施行

17

公共調達改革の論点

1. 予定価格上限拘束の撤廃
(随意契約・契約変更の際も同様)
2. 交渉方式を含む多様な方式の導入
交渉方式・Framework Agreement
3. 発注者の体制の確保
発注者の評価・資格制度
4. 価格決定構造(社会構造)の改変
価格を決めるのは官でなく民(市場)

19

発注者責任

1998 公正さを確保しつつ良質なモノを
2000 低廉な価格でタイムリーに調達し
2005 提供する責任

施工技術の維持向上、
災害対応を含む地域維持、
適正な利潤の確保の観点

2014 品質確保の担い手の
中長期的な育成・確保

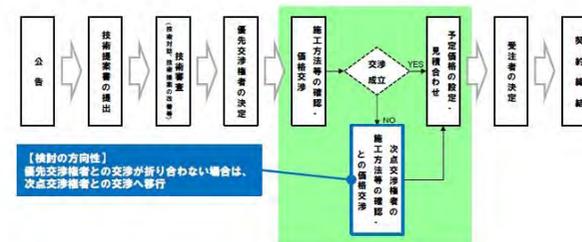
完成後適切な維持管
理を行う責任

18

技術力で企業を選定し、価格や工法等を交渉して契約する方式 国土交通省

検討の方向性：導入における留意事項 (iv) 交渉が整わなかった場合の次点者との交渉を可能とする仕組み

優先交渉権者との交渉が整わなかった場合は、次点交渉権者との交渉へ移行する。



20

第6回公共工事契約適正化委員会（2013年5月29日）資料
 予定価格について 財務省

<p>趣旨・目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算は、①一定期間における施策の計画と、②その実現に必要な経費及びその財源の金額を示すもの ○ 契約は、国会の議決を経て、各省各庁に配賦された予算の執行の手続 ○ 予定価格は、個々の予算の執行に当たり、契約金額の見積りの上限を示すと共に、契約金額の適正性の判断の基準となるもの <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国会の議決を経た予算に盛り込まれた施策の確実な実現を確保 ② 個々の契約金額の上限を認識することで、財政資金の効率的な使用を確保
<p>予定価格の考え方</p> <p>予定価格の決定方法</p> <p>「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」（予算決算及び会計令第80条第2項）</p> <p>予定価格の設定のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記規定を踏まえ、予定価格の設定に際しては、契約の内容及び状況等に応じたきめ細かな考慮を払うことが重要 ○ また、上記考え方に基づき、発注機関により設定された予定価格に対する関係機関の理解が重要

21

公共工物品確法改正のポイント

○予定価格上限拘束の問題

適正な利潤を確保
 することができるよう

■ 第7条(発注者の責務)第1項第1号

「…、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。」

経済社会情勢の変化を勘案し、

■ 第7条(発注者の責務)第1項第2号

「…適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止…」

■ 第7条(発注者の責務)第1項第5号

「…、適切に設計図書の変更及び…変更を行うこと。」

○交渉方式を含む多様な方式の導入

■ 第18条(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

■ 第20条(地域における社会資本の維持管理に資する方式)

22

○発注者の体制の確保など

- ① 発注者が発注関係事務を適切に実施することが困難か否かについて発注業務の専門家からなる第三者機関が判断。
- ② 発注者及び受注者の技術力を評価するための資格としては、民間資格を含め積極的に活用。民間資格等の活用にあたっては、専門家からなる委員会等の意見を聞く。

■ 第3節(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者に対する支援等)第21条～第24条

第22条「国は、…発注者を支援するため、…発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。」

第24条第3項「国は、…資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

23

○調査及び設計の品質確保

- ・調査、設計等の良否が品質や完成後の維持管理に大きな影響
- ・それらに要する費用はライフサイクル全体からみればごく一部
- 調査、設計等を担うものの選定は、価格競争に陥ることのないよう特に技術力を重視すべき

(。´ω´)?

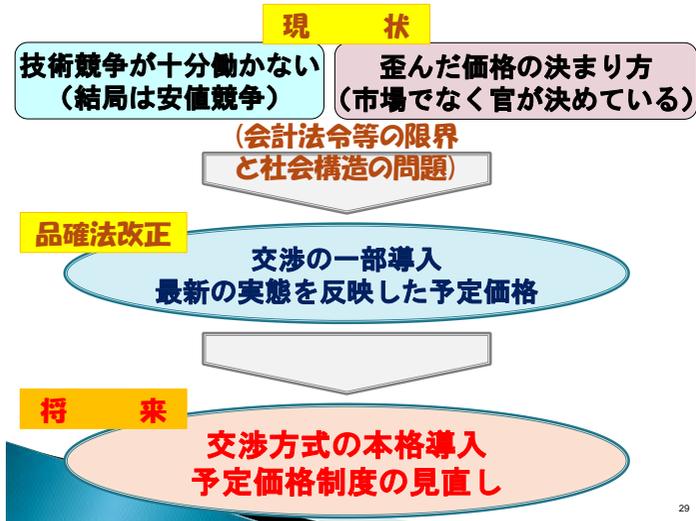
■ 第3条(基本理念)第11項

「…公共工事に関する調査(点検及び診断を含む。以下同じ。)及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、…公共工事に準じ、…調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。」

■ 第24条(公共工事に関する調査及び設計の品質確保)第1項

「公共工事に関する調査又は設計の発注者は、公共工事に準じ、…当該業務の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法を選択すること等により、その品質を確保するよう努めなければならない。」

24



29

ご静聴ありがとうございました

m(。・ε・。)m



2012年6月
発行: 日刊建設工業新聞社
Tel : 03-3433-7152
Fax : 03-3431-6301



2014年7月 (予定)
発行: 一般財団法人 経済調査会
Tel : 03-3542-9343
Fax : 03-3542-0372

30